

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領

（趣旨）

第1条 この要領は、徳島県県土整備部が発注する委託業務（以下「業務」という。）（営繕工事に係る業務を除く。）において、熱中症対策費（施設・設備）を積算するに当たり、必要な事項について次のとおり定める。

（対象業務）

第2条 令和8年度以降の徳島県県土整備部「設計業務等標準積算基準書」「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」及び「設計業務等積算資料」（以下「基準書」という。）（ただし、令和7年度基準書の一部改定（第1回）を含む）において、「主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、積み上げ計上を行う。」と記載されている業務とし、受発注者間の協議により決定する。

（実施方法）

第3条 熱中症対策費（施設・設備）の計上は、変更契約において行うものとし、熱中症対策に係る施設・設備の種類や規模・設置期間については、事前に受注者（管理技術者等）が別添「熱中症対策費（施設・設備）計画書（別添様式1）」を発注者（監督員等）に提出し、協議により決定する。

なお、発注者は、対策の妥当性を確認の上、受注者に、業務打合せ簿〔通知〕により対策の可否について通知するものとする。

（積算方法）

第4条 基準書において、間接測量費等にて積み上げ計上を行うとしているが、直接経費（直接調査費）に積み上げ計上する。ただし、諸経費の計算の対象外とする。

なお、熱中症対策に係る「作業員個人に対する費用」は、間接測量費等に含まれるため、対象外とする。

（実績報告）

第5条 対策を実施した場合、設計図書の変更までに、別添「熱中症対策費（施設・設備）報告書（別添様式2）」を発注者（監督員等）に提出しなければならない。

（対象業務の明示）

第6条 熱中症対策（施設・設備）を実施する対象業務については、特記仕様書に対象業務である旨を記載することとする。

なお、本要領策定前に契約している業務についてはこの限りではない。

附則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。